

(別紙)

ガソリン等の価格高騰から国民生活及び社会経済を守るため揮発油税等におけるトリガー条項凍結の解除等を求める意見書

物価高騰が進み、国民生活及び経済活動は激しく疲弊しており、追い打ちをかけるようなガソリン価格高騰の悪影響は計り知れません。

既に政府は緩和措置期間中、段階的に石油精製業者や石油輸入業者へ補助金を支給していますが、資源エネルギー庁のサイトには小売価格の高騰を避けるための補助金制度であり、価格を引き下げるものではないとしています。現在、小売価格は一時的に抑えられているという状態です。

また、新潟においては移動手段として自動車が使用されており、市民生活やあらゆる事業経営に影響を与えています。ましてや、ガソリン税に消費税が課税されるという二重課税となっています。

租税特別措置法等には、ガソリンの平均価格が3か月連続で160円を上回った場合、揮発油税・地方揮発油税と軽油引取税の当分の間の税率を停止し、本則税率に戻すことができるいわゆる、トリガー条項が規定されています。

エネルギー価格の高騰から国民生活や社会経済を守るために、国民一人ひとりの目線に立って、現在、発動が凍結されている揮発油税等のトリガー条項の凍結解除をすべきです。

よって国におかれましては、下記事項について実現されるよう強く要望します。

記

1. ガソリンの価格高騰時における揮発油税等のトリガー条項の凍結解除をすること。
2. 冬季を迎え需要が増す灯油および重油の価格安定に努め施策を講じること。
3. 揮発油税等のトリガー条項の発動後、地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずること。
4. ガソリン税に消費税が課税されている二重課税を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月14日

新潟県南蒲原郡田上町議会